

専門学校 トヨタ神戸自動車大学校		制 定 1992年9月24日 改正第32回 2024年4月1日																																
学 則		第 1 章 総 則																																
名 称	第1条	この学校は、専門学校 トヨタ神戸自動車大学校（以下「本校」という）という。																																
位 置	第2条	本校は、神戸市西区学園東町4丁目1番に置く。																																
目 的	第3条	本校は、教育基本法の精神に則り、学校教育法に従い、道路運送車両法令等に定める優れた自動車整備の技術者を養成することを目的とする。																																
課 程 ・ 学 科 ・ 修 業 年 限 ・ 定員及び在籍年限	第4条	本校の課程・学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>課 程 名</th> <th>学 科 名</th> <th>修 業 年 限</th> <th>入 学 定 員</th> <th>総 定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工業専門課程</td> <td>自動車整備科</td> <td>全日制2年</td> <td>100名</td> <td>200名</td> </tr> <tr> <td>高度自動車科</td> <td>全日制4年</td> <td>100名</td> <td>400名</td> </tr> <tr> <td>ショールームスタッフ科</td> <td>全日制2年</td> <td>20名</td> <td>40名</td> </tr> <tr> <td>自動車整備・車体整備科</td> <td>全日制3年</td> <td>30名</td> <td>90名</td> </tr> <tr> <td>国際自動車整備科</td> <td>全日制3年</td> <td>110名</td> <td>330名</td> </tr> <tr> <td>エキスパートエンジニア科</td> <td>全日制4年</td> <td>40名</td> <td>160名</td> </tr> </tbody> </table>			課 程 名	学 科 名	修 業 年 限	入 学 定 員	総 定 員	工業専門課程	自動車整備科	全日制2年	100名	200名	高度自動車科	全日制4年	100名	400名	ショールームスタッフ科	全日制2年	20名	40名	自動車整備・車体整備科	全日制3年	30名	90名	国際自動車整備科	全日制3年	110名	330名	エキスパートエンジニア科	全日制4年	40名	160名
課 程 名	学 科 名	修 業 年 限	入 学 定 員	総 定 員																														
工業専門課程	自動車整備科	全日制2年	100名	200名																														
	高度自動車科	全日制4年	100名	400名																														
	ショールームスタッフ科	全日制2年	20名	40名																														
	自動車整備・車体整備科	全日制3年	30名	90名																														
	国際自動車整備科	全日制3年	110名	330名																														
	エキスパートエンジニア科	全日制4年	40名	160名																														
		<p>但し、高度自動車科3年次及びエキスパートエンジニア科3年次に編入学した者の修業年限は2年、自動車整備・車体整備科3年次に編入学した者の修業年限は1年とする。</p> <p>2. 在籍年限は、修業年限の2倍までとする。</p>																																
学 年 及 び 学 期	第5条	<p>本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>2. 学期は、次のとおりとする。</p> <p>前 期            4月1日 から            9月30日 まで</p> <p>後 期            10月1日 から 翌年3月31日 まで</p>																																
休 業 日	第6条	<p>授業を行わない日（以下「休業日」という）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 日 曜 日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日</p> <p>(3) G W 休 業        4月28日 から        5月 5日 まで</p> <p>(4) 夏 季 休 業        7月23日 から        8月24日 まで</p> <p>(5) 冬 季 休 業        12月25日 から 翌年1月 7日 まで</p> <p>(6) 春 季 休 業        3月25日 から        4月 4日 まで</p> <p>(7) 創立記念日        9月24日</p> <p>(8) 学校が定める土曜日等</p> <p>2. 校長は、必要と認める場合には、前項の休業日を臨時に変更し、また臨時に休業日を定めることができる。</p>																																

	第 3 章 教育科目・教育時間数及び職員組織等
教育科目・教育時間数及び履修方法	第 7 条 本校の教育科目及び教育時間数は、別表のとおりとする。
始業・終業	2. 履修方法に関する事項は、別に定める。
	第 8 条 本校の始業及び終業の時刻は、原則として次のとおりとする。
	始業 9時00分
	終業 16時40分
職員組織	第 9 条 本校に次の職員をおく。
	(1) 校長 1名
	(2) 副校長 必要に応じて 2名以内
	(3) 教員 25名以上
	(4) 講師 必要に応じて 若干名
	(5) 助手 必要に応じて 若干名
	(6) 事務職員 若干名
	(7) 校医 1名
	(8) 看護師 1名
	2. 前項の他、必要に応じ非常勤の教員、講師及び臨時の事務職員を置くことができる。
校長等の職務	第 10 条 校長は、本校の最高責任者として校務を司る。
	2. 副校長は、校長を補佐し、校長に欠員又はさしつかえあるときは、その職務を代行する。
教務会	第 11 条 本校に第 9 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの職員で構成する教務会を置き、法令又は本学則に別段の定めのある場合を除き、教務に関する必要な事項を審議する。
	第 4 章 入 学 等
入学時期	第 12 条 本校の入学時期は、毎年 4 月とする。
入学資格	第 13 条 本校の各学科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
	(1) 高等学校を卒業した者
	(2) 通常の課程による 1 2 年の学校教育を終了した者
	(3) 外国において学校教育における 1 2 年の課程を終了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
	(4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
	(5) 文部科学大臣の指定した者
	(6) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
	(7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
	(8) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると校長が認めた者

<p>入学の出願</p>	<p>2. 本校の高度自動車科3年次に編入学できる者は、第1項及び次の要件を満たす者とする。 二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士資格を有する者。 但し、自動車整備士技能検定規則第5条第3項に規定する全部免除者となる要件を満たす場合に限り、その要件をもって養成を受けようとする者の資格とすることができるものとする。 この場合において、当該養成を開始した日から6ヶ月以内に合格証書の交付を受けていなければならないものとする。</p> <p>3. 本校のショールームスタッフ科に入学できる者は、第1項の要件に加え、女性のみとする。</p> <p>4. 本校の自動車整備・車体整備科3年次及びエキスパートエンジニア科3年次に編入学できる者は、第1項の要件に加え、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 一種自動車整備士養成施設において二級自動車整備士の養成課程を修了した者</p> <p>(2) 国土交通大臣が定める自動車に関する学科を有する大学・短大において二級自動車整備士の養成課程を修了した者</p> <p>第14条 入学を志願する者は、所定の入学願書に必要事項を記載して第29条第1項第1号に定める入学検定料を納付のうえ指定期限までに提出しなければならない。</p>
<p>入学者の選考</p>	<p>2. 入学願書の受付期間は、別に定める。</p> <p>第15条 前条に定める入学志願者については、入学試験又はこれに代わる選考を行う。</p>
<p>入学手続き及び入学許可</p>	<p>第16条 前条の試験又は選考に合格し、入学の手続きをする者は、保証人連署の誓約書、その他必要な入学書類を提出するとともに、指定した期限までに第29条第1項第4号の入学金及び学費等本校の指定する金額を納付しなければならない。</p> <p>2. 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。 但し、高度自動車科編入学者のうち自動車整備士技能検定規則第5条第3項に規定する全部免除者となる要件を満たす見込みの者については仮入学を許可し、全部免除者の要件を満たした者は本入学を許可する。</p>
<p>第5章 転科等</p>	
<p>転科資格</p>	<p>第17条 削除</p> <p>第18条 本校の各学科において、転科を申請した者は教育上必要と校長が認めた場合、転科することができる。</p> <p>(1) 転科前・後の学科において修了している科目別教育時間及び教育内容（「一般教養」を除く）が同一となる場合、その年次へ転科することができる。</p> <p>(2) 上の(1)以外の場合は、1年次への転科となる。</p>
<p>転科の出願</p>	<p>第19条 転科を志願する者は、所定の転科願書に必要事項を記載して第29条第1項第2号に定める転科検定料を納付のうえ指定期限までに提出しなければならない。</p> <p>2. 転科願書の受付期間は、別に定める。</p>

<p>転科者の選考</p> <p>転科手続き 及び転科許可</p>	<p>第20条 前条に定める転科志願者については、転科試験又はこれに代わる選考を行う。</p> <p>第21条 前条の試験または選考に合格し、転科の手続きをする者は、必要な転科書類を提出するとともに、指定した期限までに第29条第1項第3号の転科手数料及び学費等本校の指定する金額を納付しなければならない。</p> <p>2. 校長は、前項の手続きを完了した者に転科を許可する。</p> <p>第6章 進級・卒業・休学・復学・退学及び出席停止</p>
<p>進級・卒業</p> <p>休学</p>	<p>第22条 校長は、所定の課程を履修した者について、その成績及び出席日数を勘案して修了を認定し、進級又は卒業を認める。</p> <p>但し、高度自動車科3年次進級者のうち自動車整備士技能検定規則第5条第3項に規定する全部免除者となる要件を満たす見込みの者については仮進級を許可し、全部免除者の要件を満たした者は本進級を許可する。この場合において、当該養成を開始した日から6ヶ月以内に合格証書の交付を受けていなければならないものとする。</p> <p>2. 校長は、自動車整備科の卒業を認めた者には別紙第1号様式（2014年度以前の入学生は別紙第7号様式）の卒業証書を授与し、専門士（工業専門課程）と称することを認める。</p> <p>3. 校長は、高度自動車科の卒業を認めた者には別紙第2号様式（2014年度以前の入学生は別紙第8号様式）の卒業証書を授与し、高度専門士（工業専門課程）と称することを認める。</p> <p>4. 校長は、ショールームスタッフ科の卒業を認めた者には別紙第9号様式（2021年度以前の入学生は別紙第17号様式）の卒業証書を授与し、専門士（工業専門課程）と称することを認める。</p> <p>5. 校長は、自動車整備・車体整備科の卒業を認めた者には別紙第11号様式の卒業証書を授与し、専門士（工業専門課程）と称することを認める。</p> <p>6. 校長は、国際自動車整備科の卒業を認めた者には別紙第14号様式の卒業証書を授与し、専門士（工業専門課程）と称することを認める。</p> <p>7. 校長は、エキスパートエンジニア科の卒業を認めた者には別紙第18号様式の卒業証書を授与する。</p> <p>8. 校長は、必要に応じて別紙第3号・第4号・第5号・第6号・第10号・第12号・第13号・第15号・第16号・第19号・第20号・第21号様式の修了証書を交付する。</p> <p>第23条 疾病、その他やむを得ない理由により1ヶ月以上欠席を要すると認められる者が、休学願にその事由を記し保証人と連署の上、その事実を証明する診断書等の書類を添えて休学を願い出た場合は、校長は休学を許可することができる。</p> <p>2. 修学が適当でない認められる者については、校長は休学を命じることができる。</p> <p>3. 休学期間は、休学の許可を受けた日から、その学年の3月31日までとする。</p> <p>但し、校長は休学期間の延長を認めることができる。</p>

復学  退学・出席停止	第24条 前条の者が復学しようとする場合は、届け出の上、校長の許可を受けて復学することができる。 2. 前項の場合において、疾病により休学した者は、復学可能な旨を示す診断書を提示しなければならない。 3. 復学は、原則として次年度の始めとする。 4. 前項の場合において、復学する学年は休学した学年とする。 第25条 疾病、その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その事由を記し保証人と連署の退学願に学生証を添えて、校長にその許可を受けなければならない。 2. 校長は、学生が心身の健康を損ねる等により、本人あるいは周囲の安全確保や教育活動に支障があると判断した場合、その他必要がある場合は医療従事者やカウンセラーの助言に基づき出席停止及びその解除を命じることができる。
除籍  懲戒  表彰	<div style="text-align: center;">第 7 章 除 籍 及 び 賞 罰</div> 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、教務会の審議を経て、校長が除籍する。 (1) 本校において修学する意思がないと認められる者 (2) 第4条第2項に定める在籍年限を超えて、なお卒業要件を満たさない者 (3) 第23条第3項に定める休学期間を超えて、なお復学できない者 (4) 死亡又は行方不明の者 (5) 学費及び学生預り金の納付を怠り、督促を受けても指定された期限までに完納しない者 第27条 本学則若しくはこれに基づく諸規則に違反し、学業を怠り、または本校の名誉若しくは信用を害し、その他学生としての本分に反する行為をした者は、教務会の審議を経て、校長が退学、停学または訓告の処分を行う。 2. 前項の退学は、次のいずれかに該当する者に対して行う。 (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者 (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者 (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者 第28条 本校学生として特に善行のあった者に対し、教務会の審議を経て、校長が表彰を行うことがある。 2. 本校在学中他の学生の模範となる者に対し、教務会の審議を経て、校長が表彰を行うことがある。

## 第 8 章 学 生 納 付 金 等

### 学 生 納 付 金 等

第 29 条 学生納付金等は、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 25,000 円  
但し高度自動車科、自動車整備・車体整備科及びエキスパートエンジニア科内部編入学については、10,000 円とする
- (2) 転科検定料 10,000 円
- (3) 転科手数料 45,000 円
- (4) 学生納付金

区分		自動車整備科	
		1 年次	2 年次
入学金		250,000 円	—
学 費	授業料 (年額)	510,000 円	510,000 円
	実習費 (年額)	325,000 円	325,000 円
	施設費 (年額)	225,000 円	225,000 円

注) 上記納付金は 2024 年度前期より適用する。

区分		高度自動車科				
		1 年次	2 年次	3 年次		4 年次
入学金		250,000 円	—	外部編入学 250,000 円	内部編入学 120,000 円	—
学 費	授業料 (年額)	510,000 円	510,000 円	510,000 円		510,000 円
	実習費 (年額)	355,000 円	355,000 円	355,000 円		355,000 円
	施設費 (年額)	255,000 円	255,000 円	255,000 円		255,000 円

注) 上記納付金は 2024 年度前期より適用する。

区分		ショールームスタッフ科	
		1 年次	2 年次
入学金		250,000 円	—
学 費	授業料 (年額)	510,000 円	510,000 円
	実習費 (年額)	355,000 円	355,000 円
	施設費 (年額)	235,000 円	235,000 円

注) 上記納付金は 2024 年度前期より適用する。

区分		自動車整備・車体整備科		
		1 年次	2 年次	3 年次
入学金		250,000 円	—	外部入学 250,000 円 内部進学 120,000 円
学 費	授業料 (年額)	510,000 円	510,000 円	510,000 円
	実習費 (年額)	325,000 円	325,000 円	375,000 円
	施設費 (年額)	225,000 円	225,000 円	255,000 円

注) 上記納付金は 2024 年度前期より適用する。

区分		国際自動車整備科		
		1 年次	2 年次	3 年次
入学金		250,000 円	—	—
学 費	授業料 (年額)	500,000 円	500,000 円	500,000 円
	実習費 (年額)	120,000 円	170,000 円	170,000 円
	施設費 (年額)	120,000 円	160,000 円	160,000 円

注) 上記納付金は 2024 年度前期より適用する。

区分		エキスパートエンジニア科				
		1 年次	2 年次	3 年次		4 年次
入学金		250,000 円	—	外部編入学 250,000 円 内部編入学 120,000 円	—	
学 費	授業料 (年額)	510,000 円	510,000 円	510,000 円		510,000 円
	実習費 (年額)	325,000 円	325,000 円	375,000 円		375,000 円
	施設費 (年額)	225,000 円	225,000 円	255,000 円		255,000 円

注) 上記納付金は 2024 年度前期より適用する。

<p>そ の 他 諸 費 用</p>	<p>2. 学生納付金の一部の減免を条件とした入学試験に合格した場合、その納入を免除する。</p> <p>3. 休学中の者は、原則として休学する期間に該当する年次の学費を全額免除する。</p> <p>4. 停学中の者は、原則として停学する期間に該当する年次の学費を全額納付しなければならない。</p> <p>5. 復学者が納付すべき学費及び学生預り金は、復学した年度の在籍年次の金額を適用する。</p> <p>6. 留年者が再履修する場合に納付すべき学費及び学生預り金は、再履修する年度の在籍年次の金額を適用する。</p> <p>7. 学生納付金等の納付の時期及び方法については、別に定める。</p> <p>第30条 在学中に必要な所定の物品購入等の費用に充てるため、予めその他諸費用を徴収する。</p>
<p>学 生 納 付 金 等 の 返 還 制 限</p>	<p>2. その他諸費用の金額、納付及び精算の方法は別に定める。</p> <p>第31条 既納の入学検定料・転科検定料・転科手数料及び学生納付金は、原則として返還しない。</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当する場合は返還を行う。</p> <p>(1) 本校に入学を許可された者が、指定の期限までに所定の手続きにて入学辞退を申し出た場合、入学金を除く入学手続き時納付金の全額またはその一部を返還する。</p> <p>(2) 退学、除籍または休学となった場合、既納の学費のうち授業料の月割り額に許可日の翌月からの未経過月数を乗じた額を返還する。</p> <p>(3) 本人の申し出によりやむをえない事情があると校長が認めた場合、学生納付金等の全額またはその一部を返還する。</p>
<p>健 康 診 断 学 生 寮 施 行 の 細 目</p>	<p style="text-align: center;">第 9 章 雑 則</p> <p>第32条 健康診断は、毎年度1回別に定めるところにより実施する。</p> <p>第33条 本校に、学生寮を置く。学生寮に関する事項は、校長が別に定める。</p> <p>第34条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。</p>

附 則

この学則は、1993（平成 5）年 4月 1日から施行する。

〃 1994（平成 6）年 4月 1日改正

〃 1995（平成 7）年 3月 24日改正

〃 1995（平成 7）年 4月 1日改正

〃 1995（平成 7）年 11月 10日改正

〃 1997（平成 9）年 4月 1日改正

〃 2000（平成 12）年 4月 1日改正

〃 2001（平成 13）年 4月 1日改正

〃 2002（平成 14）年 4月 1日改正

〃 2004（平成 16）年 4月 1日改正

〃 2005（平成 17）年 6月 1日改正

〃 2006（平成 18）年 4月 1日改正

〃 2006（平成 18）年 7月 1日改正

〃 2007（平成 19）年 4月 1日改正

〃 2008（平成 20）年 4月 1日改正

〃 2009（平成 21）年 4月 1日改正

〃 2009（平成 21）年 6月 1日改正

〃 2011（平成 23）年 4月 1日改正

〃 2012（平成 24）年 4月 1日改正

〃 2016（平成 28）年 4月 1日改正

〃 2017（平成 29）年 4月 1日改正

〃 2017（平成 29）年 10月 1日改正

〃 2018（平成 30）年 4月 1日改正

〃 2019（平成 31）年 4月 1日改正

〃 2020（令和 2）年 4月 1日改正

〃 2020（令和 2）年 6月 1日改正

〃 2021（令和 3）年 4月 1日改正

〃 2022（令和 4）年 4月 1日改正

〃 2023（令和 5）年 2月 1日改正

〃 2024（令和 6）年 4月 1日改正